

中の村自治会 防災分科会 (第3回)

日時：R7年3月6日(木) 19時～約60分

場所：川地コミュニティ図書室

出席者(敬称略)：

専門委員：玉岡秀利(座長、防災学識経験者)、角谷浩規(ぬくもり施設長)

深水美樹(民生委員)、森田健二(防災士)

常会長：今谷真弓(市場)、犬石国男(駅組)、中田 猛(大坪)、

荒瀬町子(木舟)、川本正勝(中所、兼務)

自治会役員：小松木 明(会長)、長岡憲治(副会長)、川本正勝(事務局長)、

宮崎美幸(会計) 末國富雄(副会長、分科会事務局)

議事次第

1. 項目の順番に各担当から現状報告

資料-1 項目と担当

資料-2 避難行動要支援者への接し方と支援の留意点(角谷委員)

資料-3 危機管理課との意見交換(事務局)

参考資料-1 上志和地排水機場について危機管理課との意見交換実績

参考資料-2 市の要支援者マニュアル

2. 川地自主防災連合会と連合自治会、単位自治会と自主防災会の関係

資料-4 自治会と自主防災

資料-5 連合自治会長との意見交換(事務局)

資料-6 連合自治会への照会事項

次回分科会までの約8か月間を調査と原稿作りの期間としますので、各担当さんにはよろしくお願ひします。なお、面会や会合など情報収集に必要な調整は事務局でも行うことができるかも知れません。遠慮なく連絡ください。

3. 第4回の開催計画

10月中旬を予定(自治会総会での年間活動計画の中に明示する)

内容は進捗状況の報告

閉会

項目名	主な内容	記述する内容	担当者
1. はじめに	自治会が手引きを作る意義	自治会区域の災害に限定することで災害の種類と発生場所が限定でき、住民に分かりやすい手引きが作れる。	事務局
2. 志和地の洪水 ハザードは洪水に限定	<ul style="list-style-type: none"> 想定される洪水の種類と過去の事例 ハザードマップとその意味 警戒レベル、避難指示について 洪水情報の取得（情報源の種類、河川カメラ河川水位計） 上志和地排水機場の能力と稼働体制、保守工事の内容と意義の把握 		事務局
3. 防災意識の向上対策 3.1 住民の防災意識向上	<ul style="list-style-type: none"> レク付き常会の開催（レクのあと意見交換） 市危機管理課などによる出張講座の開催 災害情報の取得手段と情報源 	R7年5月～6月の間に開催（常会長と調整）、レクする人は玉岡座長 「防災・減災のススメ ～自助・共助について考えよう～」 危機管理課	玉岡座長 事務局
3.2 個人や各戸での備え (レク付き常会での課題)	<ul style="list-style-type: none"> 非常持ち出し品のリスト（事例紹介、レク常会での訓練） 各戸での備え（食料・必需品の備蓄、家財や農機具等の保管体制） 家族間との連絡手段・方法の確認 	既成のリストがあるので、それを自治会版に作り替える。 対象物の検討（例えばトイレ浄化槽のエアポンプなど） 高齢独居者の対応 ← 要支援者情報の収集と関連	玉岡座長 森田委員 事務局
3.3 避難要支援者とその家族の備えの在り方	<ul style="list-style-type: none"> 非常持ち出し品、家族間や支援者との連絡手段・方法の確認 避難場所、避難ルートの確認と常会内での情報共有 	避難要支援者に関する資料やノウハウの収集 常会が関与できるか？	角谷委員 深水委員 事務局
3.4 自治会での準備	<ul style="list-style-type: none"> 避難所・避難場所（自治会域内、常会ごと）の確認 避難要支援者（要介護、高齢者など）の把握 非常時に使用する資機材のリストアップと整備 災害時の関連団体・個人のリストアップと協力体制の内容検討および協力体制の構築 常会への支援体制検討案の作成 	三次市が警戒レベル3（高齢者等避難）や4（避難指示）を出したときに自治会役員は何をするのか。 中の村自主防災会の実効性を確保する必要。会則改正？ 歴代の自治会役員に引き継ぐことのできる内容を作る。 このために、①役員が素案を作り、②連合自治会とも連携し、③理事会などで実行できる内容を固める。	自治会三役
3.5 個別タイムラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> 防災用個別タイムラインの作り方（手引き）の作成 常会を通じた普及と啓発 	個別タイムラインの作り方と事例も「防災の手引き」に含める。	玉岡座長 事務局
4. 洪水警報発令時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 個人ができる情報収集（情報の種類、具体的な情報源） 	警戒レベル3～4が出された時の情報収集と伝達	情報担当委員

4.1 情報収集	・情報の伝達（常会長や自治会の関与の仕方）	必要に応じて常会や自治会と意見調整する。 常会長の意見を取り込む	事務局
4.2 避難指示への対応	・避難の判断基準（判断基準の種類とそのレベル） ・避難要支援者およびその家庭の対応 ・避難行動の呼びかけ（常会や近隣の関与の仕方）	常会長の意見を取り込む	角谷委員 深水委員 事務局
5. 避難行動			
5.1 避難ルート	・安全性の確認情報の入手方法 ・域内の危険個所のリストアップ ・夜間や悪天候時の注意	中の村域内について具体的に検討し記述する。	玉岡座長 森田委員
5.2 避難方法	・車両による避難 ・避難するモノ（ペット、家財ほか） ・避難時に確認すべきこと ・避難支援の受け方	内水洪水発生域ではボートが要る。	森田委員 事務局
5.3 避難場所	・域内の避難場所（福祉避難所を含む）リストと収容人員、設備状況 ・避難時携行品、避難場所での過ごし方 ・避難所の運営	川地コミュニティの使用条件 連合自治会との調整	角谷委員 森田委員 玉岡座長
6. 災害発生時の自治会の役割	・「どんなことが出来るか／するのか」についてまず検討 ・情報収集と伝達、安否確認、救援活動など ・災害時の自治会役員の対応の仕方 ・常会や連合自治会との連携	連合自治会と調整しながら作成する。 常会長の意見を取り込む	自治会三役
7. 災害後の自治会等の対応			
7.1 被害状況の把握と記録	・体系的な被害状況把握調査の仕方 ・連合自治会や行政との連携	危機管理課から基本的な情報収集した上で関係者・団体から情報収集する。	事務局
7.2 復旧支援活動	・被害者、被害地区との対応（片付け作業など） ・支援制度、補助制度の紹介と手続き補助	同上	事務局
7.3 災害記録の作成と発信	・報告書の公表 ・災害を通じた教訓や再発防止策の発信	同上	事務局

避難行動要支援者への接し方と支援の留意点

角谷委員提出資料

避難行動要支援者には様々な配慮を必要とする方がいらっしゃいます。同じ障害であっても、ひとり一人必要とする支援や対応の仕方など異なるので留意するようお願いいたします。

	接し方	支援の留意点
1 高齢者の方 (要介護の方を含む)	<p>自分のペースではなく、相手のペースに合わせ、本人ができることは手を出さないで見守りましょう。</p> <p>また、相手の話を否定せず、ありのままを受容し傾聴することが大切です。日によって体調や心の状態が変化することがあるので留意しましょう。</p>	<p>① ひとり暮らしの方</p> <p>災害情報の気付きが遅れる場合があります。特に介護を必要としている場合は、力が衰え行動が遅くなる場合があります。</p> <p>迅速な情報伝達及び支援者、介助者による避難誘導等が必要です。</p>
		<p>② 寝たきりの方</p> <p>自分で避難できず、また自分の状況を伝えること及び自分で判断し、行動することが困難な場合があります。</p> <p>安否確認及び状況把握が不可能であり、避難誘導時には支援者、介助者の援助が必要です。</p>
		<p>③ 認知症の方</p> <p>自分の状況を伝えること及び判断し行動することが困難なため、支援者、介助者による避難誘導が必要です。</p>
2 視覚障害のある方	<p>視覚障害の方の身体を急に引っ張ったり、身体を押ししたり、白杖（視覚障害のある方が使う白い杖）を持ったりしないでください。</p> <p>説明するときや移動時など、「こちら」「あちら」「これ」などの指示語は使わず、「前に3歩」「左に30センチ」など具体的に説明しましょう。</p>	<p>視覚による災害情報の気付きが不可能また困難な場合が多いです。</p> <p>音声による情報伝達及び状況説明が必要です。</p> <p>また、一般的には、家族、支援者、介助者等による避難誘導が不可欠です。</p>

3 聴覚障害のある方	<p>文字や図などの視覚情報を活用した状況説明に努めましょう。</p> <p>手話や筆談のほか、話し手の口の動きや表情で内容を読み取ることができる方もいるので、事前に最適なコミュニケーション手段を確認しましょう。</p>	<p>音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能又は困難な場合が多いです。</p> <p>文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字、絵図など）を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、できれば手話通訳者等の協力を得る事が望ましいです。</p>
	接し方	支援の留意点
4 肢体不自由のある方	<p>車いすを使用されている場合は、立った姿勢で話をされると上から見下ろされているように感じるため、同じ目線で話すようにしましょう。</p> <p>※ 肢体不自由とは、病気やケガなどにより、上肢・下肢・体幹の機能の一部、または全部に障害があるために、「立つ」「座る」「歩く」「食事」「着替え」「物の持ち運び」「字を書く」など、日常生活の中での動作が困難になった状態をいいます。</p>	<p>自立歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いです。</p> <p>特に、重度の全身性障害の場合、自宅内の移動も困難な場合があります。</p> <p>避難誘導には、一般的には車いす等の福祉用具とともに、家族、支援者、介助者等による介助が必要です。（重度の障害のある人の場合は不可欠）</p>
5 内部障害のある方	<p>内部機能（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、少腸、肝臓など）に障害がある方のため、外見からわかりにくく、周囲の理解が得られにくい状況にあります。</p> <p>また、定期的な通院・治療が必要となる方や身体的な行動が制限される方もいるため、負担をかけない対応が必要となります。</p>	<p>障害の内容に応じた日常生活用具もしくは医療機器等の確保又は、人工透析等の医療対応が必要であり、人口呼吸器療法をおこなっている難病疾患など、災害時に緊急対応が必要な場合があります。</p>

<p>6 知的障害のある方</p>	<p>短い文章で「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明し、おだやかな口調で声をかけましょう。</p> <p>また、文字や絵などを組み合わせて理解しやすい方法で情報を伝えましょう。</p>	<p>情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多いです、</p> <p>人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、身体障害など重複している場合もあります。</p> <p>避難誘導には、一般的には、家族、支援者、介助者等による介助が必要であり、重複障害の場合には、車いす等の福祉用具が必要な場合があります。</p>
<p>7 精神障害のある方</p>	<p>日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方がいます。外見からは障害が分かりにくく、また障害の事を他人に知られたくないと思っている方もいます。</p> <p>あいまいな表現は控え、不安を和らげ、気持ちを落ち着かせるようにシンプルで具体的な説明をしましょう。</p>	<p>災害発生時には、環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合があります。</p> <p>常時服薬が必要とされる人が多いです。継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要となります。</p>

三次市危機管理課との意見交換

日時：R7年2月13日（木）15時～16時半

場所：危機管理課横の打合せスペース

出席者：危機管理課 林 係長

防災分科会 玉岡座長、末國事務局

事務局が12日に用件を示してメールで面会要請し、電話で日程確認した上で面談した。また、翌14日に面談概要と関係資料を林係長あてメール送付し、意見交換内容の確認をした。

要望の1： 出前講座「防災・減災のススメ」の開催の可否

[結果] 対応することの了解をもらった。具体的な日程が固まったら日程調整後に申請書を提出する。（申請用紙を受領した）

要望の2： 災害時対応について、市の伝達網と住民自治組織との関係

[結果] 危機管理課の言う住民自治組織とは「自主防災組織」のことで、市内に19組織あり、業務上の必要から連携しているとのことであった。ただ、当方の組織、つまり川地自主防災連合会中の村自主防災会では組織実態がないので機能していないこと、自治会も会則の活動内容に「防災」を掲げていないので対応が難しいことを説明した。

これを説明する資料（第3回防災分科会の資料-5）を14日にメールで林係長あて送付した。併せて、そのメールで、川地自主防災連合会が危機管理課の言う業務上の要望に対応できるのかどうか検討を要請した。

要望の3： 上志和地排水機場改修工事の内容（改修の必要性や期待される効果など）

[結果] 14日のメールで過去の会議記録などの資料を送付し、口頭ではなく資料（文書）提供を要請した。参考に送付した資料（参考資料-1、具体的な意見交換をしていた例）を1つ付けておく。

要望の4： ハザードマップ上の志和地地区の理解の仕方

[結果] マップ上の水位は、破堤を前提にした水位とのこと。実際に直面するのは破堤していない状態での内水洪水などへの対応になるので、そのような浸水状況での対応について資料収集したい。

要望の5： 災害後の実態把握と住民自治組織の関与

[結果]： 市が直接行う場合と自主防災組織経由で行う場合があるとのこと。自主防災が機能していない場合、自治会がどう関与できるか検討してみるとのこと（この点は未確認）。自治会としては、被害写真を撮る以上に数値把握する必要がある、被害の程度把握のノウハウについて資料なり情報提供いただきたい。

追加要望の1： 補助避難所（川地コミュニティ）を避難所として使うのか。

[結果]： 電気などが破損しようとも人員の避難機能は持っているので指定の変更は考えていない。

（以下は私見）足腰が不自由な方の避難には適さない施設であるが、被害（浸水）初期の指示所（自治会役員が集まって相談する場所）としては最適で、電気が止まっても自家発電とスマホを繋いだパソコン（デサリング）があれば、ある程度の情報収集や通信は可能ではないか。

追加要望の2： 災害時避難要支援者への対応（市策定マニュアルの対応状況）

[結果]： 個別票の作成を含む対応は、自主防災組織と民生委員（担当課経由）を通じて対応中とのこと。併せて、個別票作成に関する資料（**参考資料-2**）を受領した。

中の村自治会内で自主防災組織が機能しないので、中の村自治会がどう対応するかは、「防災の手引き」作成の過程で明確にしていく必要がある。

追加要望の3： 過去の降雨量や河川水位情報について

[結果]： 県防災 Web に情報があるとのこと。

自治会と自主防災会との関係

災害発生時の市組織（危機管理課）と住民組織（自治会や自主防災会）との関係がはっきりしない。危機管理課は自主防災組織が相手というが、自治会と自主防災組織の関係もはっきりしない。特に、中の村自主防災会は実態として存在しない。

問題 1： 住民の自治組織（連合自治会、自治会）の会則に「防災」の文字が全く出ない。

- ・自治会は災害時の連絡とそれに伴う活動を想定していない。
- ・自治会役員が災害時対応をしても自己責任の個人プレーになる恐れ

問題 2： 川地自主防災連合会は、ほぼ全役員が連合自治会の兼職であるが、これで自主防災連の指示で自治会が動くことは、会則に規定がない以上あり得ない。

- ・自主防災会と自治会に災害時対応を明示する必要がある。
- ・防災とその他に分けて組織を作る必要がない。
- ・自主防災連合会は、予算（全額市補助年 28 万円）を物品購入、総会は便乗

問題 3： 中の村自主防災会は、ここしばらく総会を開催しておらず、よって役員もいない。ただ、常会には防災担当が複数置かれている。

以上から、実際に機能するよう自治会と自主防災の組織を見直す（会則改正）必要がある。自主防災会を防災という共助活動を担う自治会内の組織にするのが妥当ではないか。

(以上)

自治会側の会則の抜粋

1. 連合自治会 会則

(目的)

第2条 この会は、人権尊重を基底とし、川地地区の各単位自治会(以下「単位自治会」という)相互の親善を図り、経済的・社会的諸問題を主体的に協議し、行政関係機関並びに諸国体と連携及び調整を図り、明るく、豊かで、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 単位自治会の連携・親善を図って情報交換を行い、相互向上を図る。
- (2) 生涯学習の推進を図る。
- (3) 「まちづくりビジョン」を確立する為地域課題や夢を出し合う場を作る。
- (4) 地域の安全を高める為の知識、意欲の向上と連帯感を深める施策。
- (5) 地域の福祉、青少年の健全育成に関する事業を行う。
- (6) 地域活性化を目標に活動する各種団体に支援活動を行う。
- (7) その他必要な事業を行う。

会則に川地自主防災連合会とのつながりや業務を示す規定はない。

2. 中の村自治会 会則

(目的)

第3条 この会は、会員の親睦を図り、お互いに思い合い、地域課題解決及び生活・文化・教育・福祉の向上に努め、他の自治会・行政関係者等と連携を図り、安全で明るく豊かで住みよい地域づくりを推進する。

(事業)

第4条 この会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 諸事業の立案・計画を立て、これを推進すること。
- (2) 生活・地域課題について取り組むこと。
- (3) 生活・スポーツ・文化・教育・福祉等について取り組むこと。
- (4) その他、目的達成のために必要な事業を行うこと。

(会員)

第5条 この会は、中の村地域の住民をもって組織・構成する。

会則に中の村自主防災会とのつながりや業務を示す規定はない。

(以上)

川地自主防災連合会 規約

(名称)

第1条 この組織は、川地自主防災連合会（以下、「本会」と略す。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本会の活動拠点は次のとおりとする。

- (1) 平常時は川地連合自治会が所在する川地自治会館とする。
- (2) 災害時は川地自治会館、あるいは災害に応じて特別に設置した災害対策のための場所とする。

(目的)

第3条 本会は、川地連合自治会区域の自主防災組織が、互助の精神に基づいてお互いが助け合い、緊急事態に対応するための連携と防災活動の充実を図り、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災体制の確立及び連携に関すること。
- (2) 災害時の情報収集・伝達及び対応策に関すること。
- (3) 防災活動の調査研究及び防災意識の高揚に関すること。
- (4) 防災訓練等の実施に関すること。
- (5) その他の防災に関すること。

(会員)

第5条 本会は、川地地区の①上川立上②上川立中③下川立地区④岡城⑤中の村⑥志和地⑦瀬谷⑧秋町の8単位自治会の自主防災会（以下、「単自防災会」という。）及び川地防災士会の会員で構成する。

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名（単自防災会会長2名・川地防災士会代表）
- (3) 理 事 会長・副会長を除く単自防災会会長
- (4) 事務局長 1名
- (5) 防災委員 若干名（現在：村岡、玉岡）

2 役員は、単自防災会代表者によって互選する。ただし、防災委員は、会員の防災有識者の中から会長が指名したものとする。

3 役員の任期は、川地連合自治会の任期と同じにする。再任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、災害発生時は応急対策の指揮をとる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 事務局長は、本会の事務及び会計処理等にあたる。
- 4 防災委員は、本会の活動に対して意見、提言を行う。

(会議)

第8条 本会の会議は、定例総会、臨時総会および役員会とする。

- 2 定例総会は、年度当初に川地連合自治会総会と併せて実施する。
- 3 臨時総会は、役員会または会長が必要と認めたとき、定例総会に準じて招集する。
- 4 役員会は前条第6条の役員をもって構成する。

(活動規程)

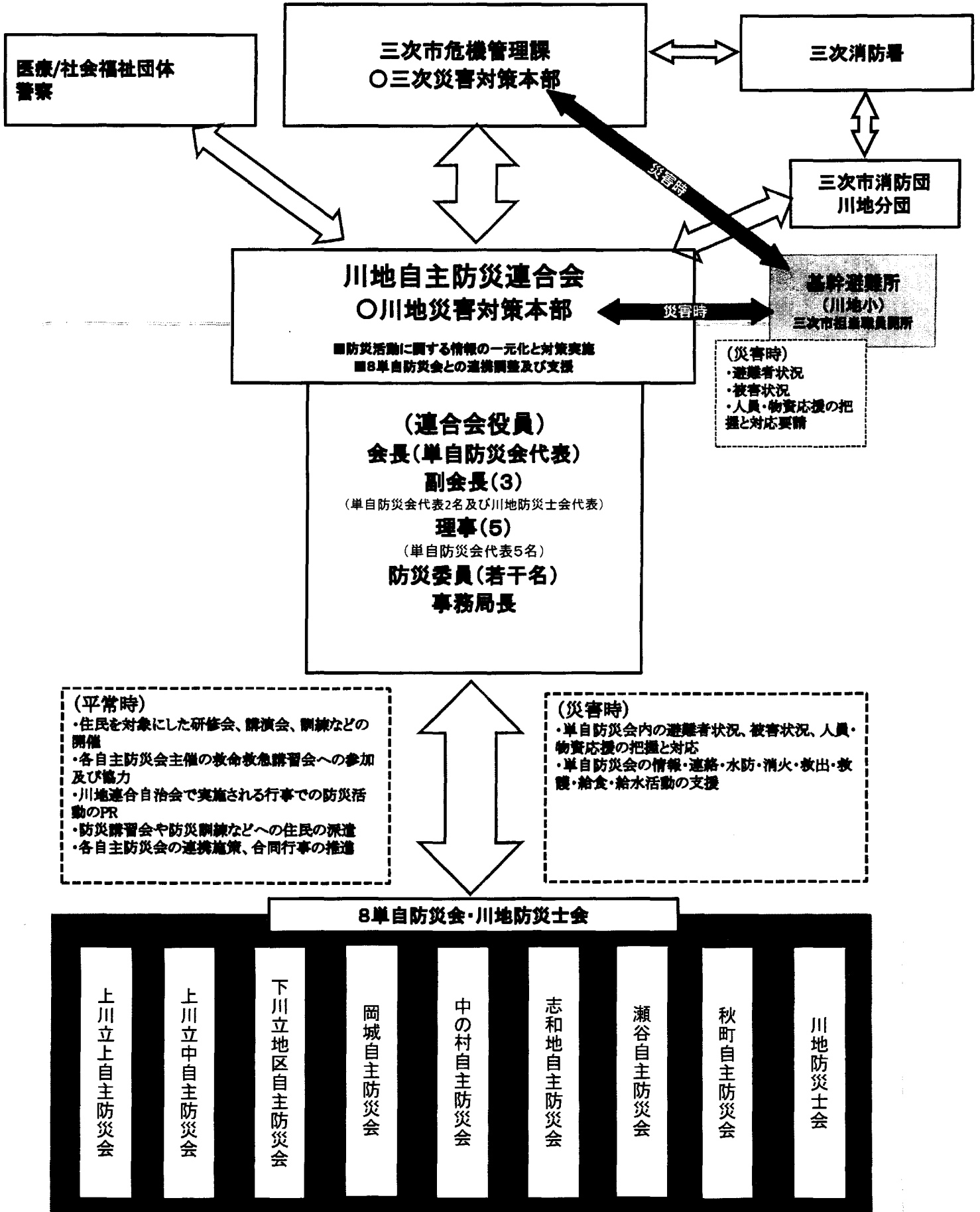
第9条 本会は、災害の予防及び防止を図るため、「川地自主防災連合会活動規程」を別に定める。

(付則)

1. この規約は、平成20年 9月16日から実施する。
2. 平成24年4月27日、規約の一部を改正する。
3. 令和3年4月28日、規約の一部を改正する。(第5条会員及び第6条副会長改正)

川地自主防災連合会 組織図

2021.4.28改正



川地自主防災連合会 活動規程

(総則)

第1条 川地自主防災連合会（以下、「本会」という。）は、川地地区における防災に関する平常時及び災害時の活動に関する規程を定める。

(運用)

第2条 本会は、川地地区の8単位自治会の自主防災会（以下、「単自防災会」という。）及び川地防災士会が連携して防災活動及び災害対策を行い、この規程に基づき行動する。ただし、緊急でやむをえない場合、単自防災会は臨機の措置をとり、災害の防護・復旧に努める。

(基本行動)

第3条 本会の災害時の活動は、単自防災会並びに災害対策機関・団体との連絡調整及び災害対策を基本とするほか、平常時は単自防災会合同の防災訓練、防災資機材の調達支援を行い、自主防災に関する意識向上を図る。

(災害発生時の対応)

第4条 本会は、災害発生時の対策拠点を原則として川地自治会館に設置する。状況により役員が集団が困難な場合は、被災の軽い単自防災会からの応援者によって本会の機能強化を図る。

(災害対策時の情報把握と行動)

第5条 本会は、以下の事項について情報を把握して行動する。単自防災会からの支援要請を受けた場合、各災害対策組織及び機関と情報交換並びに連絡調整を行ない、単自防災会が円滑に活動できるよう支援する。なお、災害対策に関する情報の伝達及び支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 単自防災会の活動体制の把握
- (2) 各自治会内の被害発生状況の把握
- (3) 単自防災会からの支援要請に対し、人員及び物資の手配
- (4) 三次市災害対策本部との情報交流及び単自防災会との連絡調整
- (5) 三次市災害対策本部及び近隣地域への支援要請

(平常時の防災行動)

第6条 本会は、防災意識の向上、自主防災活動の充実を図るため、次の事項を継続して行なう。

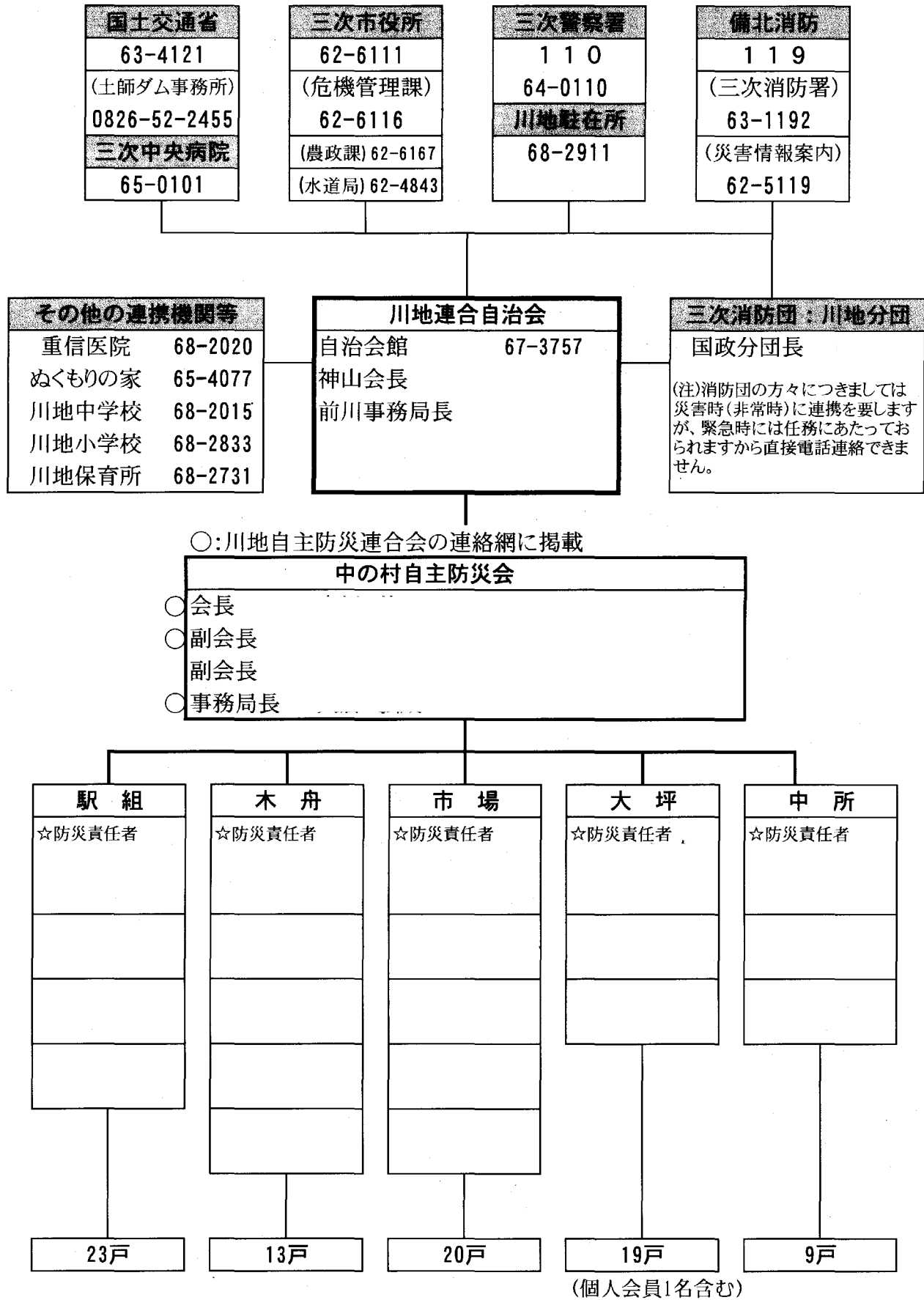
- (1) 防災に関する役員会を必要により開催する。
- (2) 単自防災会が主催する防災訓練、救命救急講習会等を支援・協力する。
- (3) 川地地区で実施される催しで、自主防災の広報活動や川地地区住民を対象にした研修会、講演会、訓練などを積極的に行なう。
- (4) 県や市の自治体、各種団体等が開催する防災講習会や防災訓練などに積極的に川地地区住民を派遣する。

(個人情報の守秘)

第7条 自主防災組織の活動で知り得た個人情報は、自主防災活動以外に利用してはならない。

(付則) 本規程は、2008(平成20)年 9月16日より施行する。

令和3年度 中の村自主防災会連絡網（組織図）（案）



※ 各常会の防災責任者の方におかれましては、常会内の連絡網の再確認と
独居老人のご家庭やハンデキャップをお持ちの方で緊急時に補助が必要な方につきまして
連絡方法・援助者の手配等、事前に確認できることはしておいてください。

※ 念のため、この資料は理事の皆様の範囲内でご利用ください。尚、この連絡網は防災倉庫に掲示。

連合自治会長との意見交換の概要

日時：R7年2月21日（金）10～12時

場所：連合自治会事務所

出席者：久保田会長、玉岡座長、末國事務局

21日朝、事務局あて電話で依頼したところ10時からとの回答で実現した。

目的：市の「避難指示」などの情報を受ける体制が出来ていないことに対して、今後どう整理するのかを聞き出すこと。

主な質疑の概要：

（連合）中の村自主防災会は存在しない（自治会総会の時に自主防災の総会を開いていない）。

他の単位自治会は、形式的かもしれないが総会を開いている（資料がある）。

（当方）他の全部の単位自主防災会があるわけではない（確認していない）。

（連合）森田氏（自主防災連合会副会長）が自主防災連合会の会則改正案を作成中だ。

中の村で自主防災会が無いのは分かったし、災害時に自治会が動くには連合自治会か自主防災連合会からの一報が要ることもわかる。

→ 現状は避難所開設以外の市の通報はなくテレビのテロップで承知

→ 単位自治会（自主防災会）で独自に対応している例があるかどうかは不明

（当方）中の村自治会は、単位自主防災会を内部に取り込む形で会則改正する方向でどうか。

（連合）実質的に機能するような方向であれば構わない。

（連合）自主防災組織は、総務省あたりの指導と補助金でブームのように作ったもので、それで連合自治会と別組織になったのではないか。現在も定期的な自主防災の会議などが市の主導で開かれており、連合自治会（自主防災連）も出席している。

市の担当：自主防災＝危機管理課、自治会＝地域振興課

（連合）災害状況の把握と復旧要請は、連合会ルートと市議ルートがある。

1 避難指示の連絡体制

- (1) 高齢者等避難指示（レベル3）避難指示（レベル4）などの地域住民への重要情報について三次市から連合自治会（連合自主防災会）へ直接連絡がありますか。〔避難所開設に係る連絡でなく明確な避難指示を伝える連絡についてお聞きします。〕

●現状

直接の連絡がない場合は、今後災害対策における連絡体制の在り方や市への要望をどのように進めるように考えていますか。

●方向性

- (2) 連合自治会から単位自治会への避難情報（レベル3、レベル4の避難指示）の伝達を行っていますか。また今後行いますか。

2 避難所開設

- (1) 施設設備の状況把握

地元アンケートから高齢者、避難行動要支援者等は避難所のトイレやプライバシー確保の不安から早期の避難を躊躇している状況がうかがえます。

レベル3から開催される基幹避難所について、状況の把握が必要であり、状況により施設設備の整備要望を行う必要もあると考えます。

連合自治会としての取り組みと方向性をお聞きします。

- (2) 水害時に補助避難所（川地コミュニティーセンター）を開設する場合の運営

連合自治会として、どの段階（自主避難場所として開設、レベル3やレベル4の状況）で開設を考えていますか。

また、運営要員をどのように確保しますか。

3 避難行動要支援者対策

三次市から連合自治会にどの様に参画するよう依頼要請がされていますか。

三次市の避難行動要支援者個別避難計画作成マニュアルでは、民生委員・福祉施設管理者や自防災組織等が地域調整会議的な連携をして進めるように示されていると思いますが、どの様に説明を受けどの様に取り組むよう考えておられますか。

- (1) 参画依頼説明の有無及び内容

- (2) 取組の進め方及び計画

期日： 平成 25 年 10 月 18 日 14 時から約 50 分間

場所： 川地コミュニティセンター図書室

出席者：K 課長、T 職員（危機管理課）、U 会長、M 事務局長（川地連合自治会）、S 常会長、S 監事（大坪常会）

意見交換の概要：

S 監事： 本日の対応を感謝します。また、9 月 4 日の洪水の際には職員の方が迅速に対処して頂き感謝します。以下、経緯を説明

T 職員： 22 年事故の経過を説明する。現在、点検は毎月行っており、冬期は水抜きが出来ないので簡略に行っているが、5 月以降はエンジンを始動し、水量がある時はポンプを駆動し、水量がない時はポンプを駆動しないで点検している。22 年当時も同様の点検を行っていた。

7 月 12 日（月）5:40 出勤。6:20 に 1、2 号機とも排水を開始、12:55 停止した。

7 月 13 日（火）15:55 職員到着し試運転を行った。

7 月 14 日（水）0:41 に 2 号機(70 トン/h)を稼働し 5:40 からは 2 台で排水

11:05 に 1 号機(200 トン/h)エンジンより爆発音がして停止。エンジンを調整したが再稼働できなかった。2 号機だけでは排水困難なので 30 トン/h ポンプ車を手配し排水を行った。この間に増水し一部で被害が出た模様。

17:50 ポンプ車稼働停止

7 月 15 日（木）1:10 に 2 号機も稼働停止

エンジンの点検結果は、シリンダーヘッドのリングか軸に力が加わって破損したものと思われ、修理は 8 月末までかかった。

S 監事： 定期点検して防げる内容の事故ではないではなく、定期点検とは無関係ではないか。ポンプの点検方法について、ある程度の洪水にならないとポンプが駆動出来ないのでは点検が出来ない仕組みと聞いたが。

T 職員： エンジンを始動し点検することはできる。

K 課長： ヒヤヒヤしながら見守っている。この機会に市のポンプ場の現状について資料を用意したので説明する。（以下、資料説明）

S 常会長： （洪水の）経験があるので（深刻さは）分かる。当時はポンプが回ったと思ったら間もなくダメになったとの話があった。池田市議も心配していて、国土交通省のポンプ車 4 台のうちの 1 つを確保したとのことだった。今後、洪水があった時、ポンプ車を確保できるのか。

T 職員： 三次と吉田事業所にそれぞれ 60 トン/h 1 台、30 トン/h 2 台が配備されている。確実に確保できるとは言えない。

S 監事： 危機管理課の回答書では、上志和地排水場の基準点は粟屋水位観測所となっていて説明と違う。

T 職員： 吉田水位観測所が正しい。訂正する。

S 常会長： ポンプの耐用年数は何年か。

T 職員： 資料を持っていない。ただし、ポンプの設置には多額の経費を要する。今年整備した願万地排水機場には9億8千万円かかった。尾関山ポンプ場のエンジンとポンプの更新を計画しているが4億円かかる。

S 監事： 地元が心配しているのは、ポンプが動くかどうかであって、市が定期点検をしているかどうかではない。点検したのならその結果を教えてもらいたい。また、エンジンの破損対策は、普通の会社ならば壊れそうな部品を製造会社から聞き取ってそれだけを予備部品として揃えるなど工夫をするが市はどうか。排水場の近くには独居の年配者もいて洪水になれば不安になる。その人たちが安心できるよう常会の要望を検討してもらって、出来れば文書で連合自治会経由で回答をお願いしたい。

U 会長： ポンプの耐用年数を調べて欲しい。また、9月の洪水のときは対応が早かった。水位がポンプ稼働基準に達するまで待つと、稼働後もしばらくは水位が上昇するので、結果的に洪水被害が生じる。予防的に稼働できるよう運転マニュアルを見直してほしい。秋町の排水問題も深刻で、自分なりに要望すべく動いている。

K 課長： 了解

経緯：大坪常会では上志和地排水場の稼働について7月2日市政懇談会で要望したが、その内容についての回答が7月5日付け危機管理課長文書で出された。ただ、大坪常会が入手したのは8月25日であり、文書は回覧したものその内容の検討は10月定例会(10月6日開催)となった。10月定例会では、危機管理課の説明に対して再度質問することが了承されたので、同日付け質問書を同日夕に中の村自治会長に渡すと同時にM事務局長を含む関係者にメール配布を行った。10月9日にU会長から質問書の扱いの相談があり、18日の意見交換会が設定された。中の村自治会は欠席となった。